

学生各位

神奈川大学学生生活支援部

## 国による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』**二次募集**について

標記について、6月に一次募集を行いました。この度、文部科学省より二次募集の通知がありましたので、お知らせいたします。本事業は、特に家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による当該アルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対する支援です。

一次募集同様、大学で推薦枠が決められているため、推薦枠以上の申請があった場合は選考となりますので、予めご了承ください。

### 【対象学生】

- ①今回初めて申請を行うもの
- ②一次募集期間に申請し、推薦対象外となったが、申請内容に変更があったもの  
\*申請内容に変更がない場合は、前回の申請内容を再度選考させていただきます。今回の申請は行わないでください。

※一次募集期間に申請し、推薦対象者となった学生は、再度申請することはできません。

ただし、住民税非課税世帯（[Q&A](#)を確認してください）にもかかわらず、一次募集期間に非課税証明書を添付し忘れてしまった学生は、学生課まで直接お問合せください。

### 【給付金額】

住民税非課税世帯<sup>\*</sup>の学生等 20万円  
上記以外の学生等 10万円

※学生本人ではなく、**学生の生計維持者（原則、父母2名）が住民税非課税であることが必要**です。

詳しくは[Q&A](#)をご確認ください。

※在留資格が「留学」の方は「住民税非課税証明書」の提出は不要です。

### 【大学への申請期限】

**入力期限 7月19日（日） 23時59分まで**

**郵送期限 7月20日（月） 必着**

期日が過ぎた申請は、一切受付できません。

三次募集の予定はありませんので、希望者は期限内に申請してください。

## 【申請方法】

### ■申請フォームへ必要事項の入力

WeBSt@tionのお知らせに申請フォームをお送りしますので、申請期限内（7月19日まで）に入力してください。

2020年7月9日更新

タイトル ⇒ **【重要】「学生支援緊急給付金」二次募集について**

※今回は、LINEでの申請受付は行いません。

### ■必要書類の郵送提出

本学へ提出する必要書類がある場合は、書類提出票を印刷し、追跡可能な方法（簡易書留、特定記録、レターパックライト等）で指定先までお送りください。（7月20日必着）

○申請の手引き⇒ [https://www.mext.go.jp/content/20200520\\_mxt\\_gakushi01\\_000007321\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf)

## 【選考基準】

申請要件と成績から総合的に判断します。先着順ではありません。

## 【選考結果】

推薦の有無にかかわらず、7月28日（火）にウェブステーションにてお知らせします。

## 【支給方法】

日本学生支援機構から、申請者である本人名義の口座へ振り込み

\*インターネット銀行等指定できない金融機関がありますので、Q&Aをご確認ください

\*原則、日本学生支援機構の奨学生は、登録済みの口座。

## 【支給日】

大学から推薦後、日本学生支援機構の手続きが完了次第、支給されます。

（大学にて支給日は分かりかねますのでご了承ください。）

## 【支給対象者の要件】

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が大幅に減少し、学びの継続が困難になっている学部生・大学院生。

**以下の要件に全て該当しない場合でも、給付を希望する場合には、申請を行ってください。なお、その際は申請フォームの「申し送り事項」に、該当しない項目についての事情と、経済的理由により修学の継続が困難な家計状況を詳しく記載してください。記載内容を踏まえ、大学で必要性を判断します。**

1. 次の①～⑥を満たす者。（留学生については①～⑤及び⑦）

① 家庭からの多額（授業料を含む150万円以上を目安とする）の仕送りを受けていない

② 原則として自宅外で生活をしている

(生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態。自宅外通学であるということの証明書類(例えば、アパート等の賃貸借契約書のコピー、家賃の振込明細書、住民票の写し(世帯主・本人)等)を必ず添付してください。添付ができない場合は、その事情を「申し送り事項」にその旨を記載してください。なお、後日提出を求めることがあり、提出ができない場合は給付金を返還していただく可能性があります。)

③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い

アルバイト収入の全てを生活費や学費に充てている場合や、普段から1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てていた場合等を想定

④ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入が前月比50%以上減少している

(アルバイト収入…アルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなす)

(前月比…2020年1月以降で、アルバイト収入が大きく減少した月が「当月」)

⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす

1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第Ⅰ区分\*の受給者

2) 新制度の第Ⅱ区分\*または第Ⅲ区分\*の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者

3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

\*第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免制度)の収入基準に基づく支援区分のことを指します。

⑦ 留学生については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。(「外国人留学生学修奨励費」等と同様。)

1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること ※

[成績評価係数の算出方法] ●小数点第3位を四捨五入

$$\frac{(\text{秀} \cdot \text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1) + (\text{不可の単位数} \times 0)}{\text{履修登録総単位数 (合格・認定を除く)}}$$

(注) 秀・優・良・可・不可の評価については次の基準を参考に、成績評価係数に換算すること。

(秀: 100点~90点 優: 89点~80点 良: 79点~70点 可: 69点~60点 不可: 59点以下)

2) 1か月の出席率が8割以上であること ※

3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学料・授業料等は含まない。)

4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

※1年生については他の要件を踏まえて総合的に判断します。

2. 上記 1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

**【お問合せ】**

**Q & A (よくある質問)**を確認の上、お問合せください。

学生生活支援部学生課 奨学金担当

kinkyu-kyufukin@kanagawa-u.ac.jp

(返信には、時間がかかる場合があります。)